

◎ 日南市の企業立地優遇制度

日南市企業立地促進条例

対象者の要件		優遇制度	
対象業種	要件	固定資産税	奨励金及び補助金
工場 道路貨物運送施設 倉庫施設 研究開発施設 観光施設	1 投下固定資産総額 1,000万円以上 2 新規雇用者 新設:5人以上 増設:3人以上	新設・増設 課税免除(5年間)	1 雇用促進奨励金 ①20人以下の場合1人30万円 ②21人以上の場合1人36万円 ※障がい者雇用は、1.5倍の額 ※限度額 1億円 ※事業開始日以前2年以内、以後1年以内に雇用した場合 2 企業立地助成金 ①用地取得の1/4 (限度額 2,000万円) ②付属施設整備費総額の1/2 (限度額 1,000万円) ※市長と企業立地協定を締結した者で、市に対して特に貢献等の認められる者 ※付属施設整備費とは、用排水路・工場までの専用道路と、市長が特に認める付属施設整備のこと
情報サービス施設及びコールセンター施設	1 新規雇用者 新設・増設:3人以上		

情報サービス施設及びコールセンター施設に係る奨励措置

補助の種類及び新規雇用者数	内容
通信回線使用料補助金	3人以上 高速通信回線年間使用料の80%を3年間 (県の制度を併用した場合は、50%)限度額 500万円/年
賃料補助金	3人以上 29人以下 賃料の50% (5年間、限度額20万円/月)
	30人以上 賃料の50% (5年間、限度額50万円/月)
施設整備補助金	3人以上 施設改修費の2/3(限度額1㎡あたり3万円) ※内装等の改修が対象
開設補助金	3人以上 開設準備の旅費、募集経費の80%(限度額80万円) ※県外の交通費は除く
人材育成費補助金	3人以上 人材育成費の80%(限度額一人あたり25万円) ※本社への新規雇用者の研修も該当。社内講師及び新規雇用者が対象

企業誘致成功報奨金制度

企業誘致を推進するため、日南市への進出を検討している企業を紹介し、市と連携して、積極的かつ効率的な企業誘致活動を行い、また立地に至った場合に、報奨金を支払う制度。

成功報奨金の額	①企業立地の情報提供(進出計画)を頂いたとき、20万円 ②企業が取得した用地の売買代金に100分の1.05を乗じた額(千円未満切捨)で、500万円を限度とします。 又は、借地契約の場合は年間借地料の1月分 ③操業開始時の新規雇用者数に2万円を乗じた額(千円未満切捨)で、500万円を限度とします。
情報提供者(紹介人)	個人又は法人とし、次のいずれかに該当する人は対象となりません。 ・日南市職員及び日南市公営企業職員 ・立地希望企業並びにその役員及び社員と役員及び社員の配偶者並びに一親等の親族 ・暴力団関係者及び暴力団関係者が役員である法人等 ・その他市長が情報提供者として不適当と認めるもの
報奨金の支払時期	①②③の項目ごとに、完了した後、お支払いします。
誘致対象企業	日南市企業立地促進条例で定める製造・加工及び試験研究施設等の施設を対象とし、本市指定工場等の要件を満たす企業。

※ 紹介人は、市と一緒に企業誘致が実現するよう可能な限り、誘致活動に努めてもらいます。